船舶事故等調査報告書

平成２１年１０月２９日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２００９門第１１２号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成２１年７月２３日（木）　１５時３０分ごろ	
発生場所	福岡県北九州市若松区岩屋海岸西方沖　妙見埼灯台から真方位１８８°１，３５０ｍ付近 （概位　北緯３３°５５．５′　東経１３３°４０．８′）	
事故等調査の経過	平成２１年７月２３日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 Ａ　水上オートバイ　２００９Ｆ Ｘ（エフエックス）、０．２トン ２９０－６０８２５、個人所有 Ｂ　水上オートバイ　Ｆ Ｘ（エフエックス）クルーザー２００７、０．１トン ２９１－４２１４２、個人所有	
乗組員等に関する情報	Ａ　船長、特殊小型船舶操縦士 Ｂ　船長、特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	Ａ　重傷　１人（船長） Ｂ　なし	
損傷	Ａ　左舷中央部に長さ約１０cmの擦過傷 Ｂ　右舷船首船底部に長さ約１０cmのき裂	
事故等の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り、岩屋海岸をＢ船とともに発進し、同海岸沖において、Ｂ船に先行して水掛けを行いながら、約４０°の針路及び時速約３０kmの速力で航行中、Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り、水掛けを行いながら、Ａ船の左舷後方約５ｍを約４０°の針路及び時速約３０kmの速力で航行中、平成２１年７月２３日１５時３０分ごろ、Ａ船の左舷中央部とＢ船の右舷船首部とが衝突した。 その後、Ａ船及び船長Ａは、僚船により岩屋海岸に運ばれた。	
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　東、風力　１、視界　２海里以上 海象：うねり　なし、波高　ほとんどなし	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	Ａ船は、後方確認を行わないまま左転し、左舷後方を追走するＢ船と衝突したものと考えられる。 Ｂ船は、Ａ船との船間距離を適切にとらず、Ａ船の左舷後方を追走していたことから、Ａ船が左転したため、衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、両船が岩屋海岸沖を東進中、Ａ船が左舷後方のＢ船に対する適切な見張りを行わず、また、Ｂ船がＡ船との船間距離を適切にとらずに航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	